

**最高人民法院**  
**「知的財産権侵害行為への制裁の強化に関する意見（意見募集稿）」**  
**意見募集表**

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
3.	<p>「財産保全措置を講じた後に保全を継続する必要がある場合、<u>知的財産権の権利者は、知的財産権紛争事件を審理している人民法院に申し立てなければならない。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>知的財産権の権利者が保全継続の申立をすることを明記すべきである。</p>
4.	<p>本項に定める「初歩的な証拠」とはどのようなもので、どのような場合に該当するのか、明確にされたし。</p>	<p>「初歩的な証拠」の内容と基準が不明確である。</p>
5.	<p>「被疑権利侵害者が保全措置を講じた被疑権利侵害の製品を直接的又は間接的に勝手に毀損、移転することにより、権利侵害の事実の判明ができなかった場合、人民法院は、かかる証拠に係る証明事項に関する権利者の主張が成立すると推定する<u>ことができる。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>証拠の毀損等を当事者が直接的に行う場合だけでなく、第三者に依頼して行わせる場合も想定され、そのような場合も本項に該当することを明確にすべきである。</p> <p>また、本項に該当する場合は、人民法院の裁量によらず真実擬制が成立するようにすべきである。</p>
6.	<p>「権利侵害製品を製造、販売する等の知的財産権侵害行為について、<u>当該侵害行為が知的財産権の権利者に回復不能の損害をもたらしており、金銭賠償のみでは救済が不十分であり、且つ両当事者の利益衡量および公共の利益に鑑みて差し止め救済が不適切ではないと認められる場合に限り、</u>人民法院は<u>通常、法により権利侵害の差し止めの判決を下すものとする</u>さなければなら</p>	<p>知的財産の侵害行為が認定された場合に通常差し止めを発動するのではなく、差し止め救済の妥当性を確保するため、その認容判断にあたっては修正案に追記した要素を考慮すべきである。</p>

	<p>㊦。公共衛生、環境資源保護等に係るものであるとして、法により権利侵害の差し止めの判決を下さない場合、<u>人民法院は、経済的補償等の代替措置を講じなければならない。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	
7.	<p>「<u>権利者の挙証による証明により、権利侵害の事実が明確で、権利侵害が成立すると認定でき、且つ前項に定める要素を考慮した結果権利侵害停止が適切である場合、</u>人民法院は、先行して権利侵害停止の判決を下し、タイムリーに権利侵害行為を阻止することができる。」</p> <p>※上記の様に修正</p>	<p>権利者の挙証により証明されるべきこと、また、6項で提案した要素を考慮すべきことを明確にした。</p>
8.	<p>「<u>権利侵害製品模倣品と海賊版商品、及び、権利侵害製品主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材とツールのうち権利侵害に係る部分</u>について、権利者が民事訴訟において上記の物品の存在を証明し、かつ即時に廃棄するよう要求した場合、人民法院は、特別な場合を除き、これを支持しなければならない。特別な場合において、<u>権利侵害製品主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材とツールのうち権利侵害に係る部分</u>を、商業ルート以外のルートで処分することができる。侵害者が補償を要求した場合、人民法院はこれを支持しない。」</p> <p>※上記の様に修正。</p> <p>また、本項に定める「特別な場合」および「商業ルート以外のルートで処分」がそれぞれ不明確なため、明確にされたし。</p>	<p>本制裁強化に関する意見は「知的財産権侵害行為」を対象にしており、「模倣品と海賊版商品」だけを対象を限定していないため、本項の対象もそれに限定すべきではない。</p> <p>また、「生産または製造に使用される資材とツール」は実際に権利侵害品の生産等に使用された部分に限定すべきである。</p> <p>加えて、「特別な場合」および「商業ルート以外のルートで処分」の意味が不明である。</p>

9.	<p>「既に執行完了の発効した判決に関して、権利侵害者が同じまたは実質的に同じ方法で同じ知的財産権を再び侵害した場合、権利者は、かかる判決の権利侵害の差し止めの内容により再び執行を申請することができる。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>完全に同じ方法に限定してしまうと、多少の変更をすることにより執行を逃れる余地を残してしまうため、実質的に同じ方法で侵害がなされた場合も執行の対象とすべきである。</p>
10.	<p>「<u>挙証妨害</u>、調査と証拠取得、証拠保全、専門的評価等の制度を十分に活用して、当事者が積極的、全面的、正確、誠実に挙証するよう誘導し、損害賠償額の計算の科学性と合理性を向上させ、知的財産権の権利者の損失を十分に補償する。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>「<u>挙証妨害</u>」という制度は存在しておらず、文意としても不明確である。</p>
13. および 14.	<p>13 項に定める懲罰的損害賠償は故意侵害を想定していると思われるが、14 項に定める法定賠償請求の場合における故意侵害との適用関係が不明であるため、明確にされたし。特に、故意侵害が認定された際、13 項と 14 項が重畳適用される場合があるかを明確にされたし。</p>	<p>13 項と 14 項の関係が不明である。</p>
15.	<p>「次のいずれかの状況に該当する場合、知的財産権侵害の「<u>情状が深刻</u>」と認定することができる。複数回にわたり侵害した場合、主に権利侵害を業とした場合、権利侵害行為が長期間に継続した場合で<u>その行為が悪質であった場合</u>、権利侵害行為が広い範囲に係る場合で<u>その行為が悪質であった場合</u>、権利侵害者が取得した利益の額が巨大であった場合で<u>その権利侵害行為が悪質であった場合</u>、権利侵害行為により知的財産権の権利者に重大な経済的損失を与えた場</p>	<p>侵害行為が長期間継続、広い範囲、または侵害行為による利益の額が巨大という条件は、被疑権利侵害者の事業規模が大きい場合にはそれだけで該当してしまう可能性があるため、行為の悪質性が認められる場合に限って「<u>情状が深刻</u>」であると判断されるべきである。</p>

	<p>合、権利侵害行為は人身の安全を危害しましたは公共利益を嚴重に損害する可能性がある場合等。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	
17.	<p>本項に列記されている考慮要素がどのように判断され、どのような場合に、権利者から被疑権利侵害者に対して弁護士費用の請求ができるのか、明確にされたし。</p>	<p>本項が適用される基準が不明確である。</p>
19.	<p>「保護を請求された知的財産権が不正に取得されたこと、または、権利行使の実質的な根拠がないことが明らかでありを明らかに知<del>っている</del>、あるいは<u>そのことを知るべき</u>でありながら、かかる権利に基づいて権利侵害の訴訟を提起し、または保全措置等を申し立て、悪意による訴訟に該当した場合、他方の当事者は、反訴を提起し、訴訟に応じるために支払った訴訟費用、旅費、調査・証拠取得費用等の合理的な費用及びこれにより受けた経済的損失の賠償を請求することができる」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>権利行使の実質的根拠がないことが明らかである場合には、他方当事者が反訴を行うにあたってその事実を証明すれば十分であり、訴訟提起者が知っていたことまで立証する必要はない。</p>
20.	<p>主として知的財産権侵害を業としている場合、<u>及び特定の期間において緊急支援・災害救援、防疫物資等の商品の登録商標を模倣した場合、及び海外の機関、組織、人員のために営業秘密を侵害した状況に対しては、</u>法により厳しく処罰し、一般的に執行猶予が適用されてはならない。</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>一律に海外の組織が関係する場合に厳罰化するの、公平の観点から適切ではない。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)